

|             |
|-------------|
| 令和6年11月6日   |
| 薬事衛生課       |
| 課長 吉田       |
| 外線 225-1440 |
| 内線 4 1 5 0  |

## 知事指定薬物及び知事監視製品の指定について

本日、石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づき「知事指定薬物」4物質、「知事監視製品」12製品をそれぞれ指定しました。

知事指定薬物及び当該物質を含む製品の製造、販売、所持、使用等は条例に違反することとなり処罰の対象となります。

また、知事監視製品（今回指定製品を含め1,706製品）を販売等する者は、

- ①販売業の届出
  - ②購入者に対する体内摂取禁止の説明及び説明書の交付
  - ③販売記録の作成、購入者から体内摂取しない旨の誓約書の徴収等
- が必要となり、違反した場合には過料が科せられます。

知事監視製品（今回指定製品を含め1,706製品）を購入等する者は、

- ①体内摂取しない旨の誓約書の提出
    - ・ 県内届出販売者から購入した場合は、販売店に提出
    - ・ 県外店舗、インターネット等から購入した場合は、知事に提出
  - ②誓約内容の遵守
- が必要となり、違反した場合には過料が科せられます。

## 記

### 1 知事指定薬物（4物質）

「N, N-ジエチル-2-〔2-〔(4-フルオロフェニル)メチル〕-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル〕エタン-1-アミン及びその塩類」など4物質

### 2 知事監視製品（12製品）

「パッケージに「Science ANAL」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの」など12製品

### 3 施行期日

令和6年11月7日

詳細は、県ホームページ「危険ドラッグ対策について」をご覧ください。

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/yakuji/yakuran/drug/taisaku.html>